

水産庁長官が別に定める加入者等について

	25 水漁第 6 7 9 号
	平成 25 年 6 月 2 4 日
	水産庁長官通知
一部改正	26 水漁第 1 3 0 4 号
	平成 27 年 2 月 3 日
一部改正	27 水漁第 1 4 6 7 号
	平成 28 年 1 月 2 0 日
一部改正	28 水漁第 1 5 8 3 号
	平成 29 年 3 月 3 1 日
一部改正	29 水漁第 1 4 1 6 号
	平成 30 年 3 月 2 9 日
一部改正	30 水漁第 1 6 2 5 号
	平成 31 年 3 月 2 8 日
一部改正	元水漁第 1 7 4 4 号
	令和 2 年 3 月 2 7 日
一部改正	2 水漁第 1 2 8 6 号
	令和 3 年 3 月 2 6 日

漁業経営セーフティーネット構築事業の運用について（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 3038 号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）第 3 の 4 の水産庁長官が定める加入者等については、下記のとおりとする。

記

第 1 特別対策補填金の交付要件

1 運用通知第 3 の 4 による漁業用燃油価格差補填金の交付時において、次のいずれも満たす加入者であること。

(1) 資源管理等要件

我が国漁業の責任ある漁業者として、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 124 条に規定する資源管理に関する協定、持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）第 4 条に規定する漁場改善計画その他これらに準ずる取組に参加していること。ただし、こうした取組になじまない漁業として水産庁長官が特に認めるものについては、この要件を適用しない。

(2) 燃油使用量削減の取組に係る要件

燃油高騰等に左右されない強い水産業づくりを進めるため、漁業用燃油緊急特別対策（平成 25 年 6 月 5 日水産庁決定。以下「特別対策」という。）が開始した

平成 25 年度（原則の基準年度）から令和 3 年度末までに、燃油使用量の削減（以下「省エネ」という。）に資する操業方法への転換、省エネに資する機器（エンジン、LED集魚灯等）の導入等の複数の計画的な取組（それぞれの取組前に比べ 5 %以上の省エネの効果を有するものに限る。以下「省エネ計画」という。）に参加していること。

ただし、計画期間の始点となる基準年度については、過去に大幅な省エネの取組を講じた場合に限り、当該取組を講じた年度を基準年度とすることができる。

なお、省エネ計画は加入者が令和 3 年度末まで継続して取り組むものであることから、天災、死亡等やむを得ない理由がある場合を除き、同年度末まで積立契約を継続していることが必要となる。

- 2 1の(2)については、加入者は、別添計画例により、特別対策の適用を受けようとする四半期の末日までの間に、提出するものとする。この場合において、1の(2)の加入者ごとに作成する省エネ計画は、漁協単位等、複数の漁業者がグループ単位でその代表者又はグループの名で契約をしているときには、グループ全体で1つの計画に代えることができる。

第2 省エネ計画審査委員会

- 1 事業主体は、水産庁長官の承認を得て、有識者 3 名以上を構成員とする省エネ計画審査委員会を設置する。
- 2 省エネ計画審査委員会は、加入者の省エネ計画の策定に資するよう、その取組前に比べ 5 %以上の省エネ効果を有する省エネの取組例の案を定め、平成 25 年 7 月 31 日までに水産庁長官の承認を受けた上で、公表するものとする。
- 3 省エネ計画審査委員会は、令和 3 年度末までの間、定期的に、特別対策の適用を受ける加入者の中から一定数を抽出して、省エネ計画を策定した当該加入者が当該計画に従って取り組んでいることを確認するものとする。
- 4 省エネ計画審査委員会は、運用通知第 3 の規定による漁業用燃油価格差補填金の交付時及び令和 3 年度末時における省エネ計画の内容（交付時にあつては、基準年度及び省エネ計画の内容）を確認するものとする。
- 5 3 及び 4 の確認の後、事業主体は、水産庁長官に対し、その確認の結果を速やかに報告するものとする。

附則

この通知は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年 2 月 3 日）

- 1 この通知は、平成 27 年 2 月 3 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月までの第 1 の特別対策の補填金の交付要件については、なお従前のおりとする。

附則（平成 28 年 1 月 20 日）

- 1 この通知は、平成 28 年 1 月 20 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月までの第 1 の特別対策の補填金の交付要件については、なお従前のおりとする。

附則（平成 29 年 3 月 31 日）

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月までの第 1 の特別対策の補填金の交付要件については、なお従前のおりとする。

附則（平成 30 年 3 月 29 日）

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月までの第 1 の特別対策の補填金の交付要件については、なお従前のおりとする。

附則（平成 31 年 3 月 28 日）

この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行前の特別対策補填金の交付要件については、なお従前の例による。

附則（令和 2 年 3 月 27 日）

この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行前の特別対策補填金の交付要件については、なお従前の例による。

附則（令和 3 年 3 月 26 日）

この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行前の特別対策補填金の交付要件については、なお従前の例による。

漁業経営セーフティーネット構築事業
省エネ計画（例）

事業実施主体 殿

氏 名

（営む主な漁業種類： ）

（団体名、個人漁業者名等）は、「水産庁長官が別に定める加入者等について」（平成 25 年 6 月 24 日付け 25 水漁第 679 号水産庁長官通知）の第 1 の 1 の（2）に基づき、平成●年度【原則は平成 25 年度】から令和 3 年度末までに、以下の省エネに取り組みます。

※ 令和 3 年度末において、事業主体に設置された省エネ計画審査委員会が省エネ計画に記載した取組の実施状況について確認させていただきます。また、令和 3 年度末に至るまでの間も、確認させていただく場合があります。

（2 つ以上の該当する項目の口にチェックするとともに、これまでの取組と今後の取組が明確に比較できるように取組の内容を（ ）内に記述して下さい。）

操業時間の短縮

（ 時間 → 時間：曳網時間の短縮により操業時間を短縮 ）

集魚灯の光力削減、点灯時間の短縮

（ KW → KW：自主規制により集魚灯光力を削減 ）

乾燥機などボイラーの効率化運転による燃焼時間短縮

（ 時間 → 時間：乾燥機の処理工程を見直し、空白運転時間を削減 ）

省エネ機器の導入

（推進機関を省エネ効果が高い船外機に交換 ）

その他

（ ）

※ 令和 3 年度末において、天災、死亡等やむを得ない理由がある場合を除き、省エネ計画に記載した取組を実施しなかった場合には、漁業経営セーフティーネット構築事業の運用について（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 3038 号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）第 3 の規定により国から補助された額に相当する額から運用通知第 3 が適用されなかった場合に国から補助される額を控除して得た差額を、燃油補填積立金との相殺、以後に交付される漁業用燃油価格差補填金との相殺、返還等により調整させていただきます。